

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	1-14
許認可等の種類	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項			
許認可等の概要	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の7第8項で準用する第12条の7第3項で規定する第12条の7第1項第2号の産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準について、法令で定めるもののほか、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の38の3第5号に定める「当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。」とは、収集、運搬又は処分を行う事業者の法人の代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の10に規定する使用人(県内の支店等に所属する者に限る。)が、収集又は運搬を行う場合にあっては公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」(以下「講習会」という。)(新規)の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程を修了した者、処分を行う場合にあっては講習会(新規)の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程を修了した者であることとする。 2 1に規定する講習会は、直前の認定申請前に修了したもの又は直前の認定申請後に修了したものを有効とする。 3 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を行う場合には、その業務に直接従事する者が、公益社団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を修了していることとする。 			
基準の制定根拠	H30.3.14伺定			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	56日			
期間の制定根拠	H30.3.14伺定			